

平成 2 7 年度第 4 回

第 8 5 回札幌市都市計画審議会

議 事 録

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日 (金)
札幌市役所本庁舎 1 2 階 1 ~ 3 号会議室

札幌市市民まちづくり局

■ もくじ ■

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	1
3	議事	2
	◎外壁の後退距離の限度に関する適用除外について	2
	◎北1条・雁来通について	4
	◎札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について (計画素案報告②)	8
4	その他	24
5	閉会	25

第85回（平成27年度第4回）札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年11月13日（金）午後1時28分～午後3時27分
- 2 場 所 市役所本庁舎 12階会議室（1号～3号会議室）
- 3 出席者 委員：高野 伸栄会長を初め16名（巻末参照）

札幌市：市長政策室政策推進担当部長 佐藤 博
市民まちづくり局都市計画担当局長 浦田 洋
市民まちづくり局総合交通計画部長 佐藤 達也
環境局みどりの推進部長 北原 良紀
都市局事業推進担当部長 阿部 芳三

4 議 事

【事前説明案件】

事前説明 第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更

【外壁の後退距離の限度に関する適用除外】

事前説明 第2号 札幌圏都市計画道路の変更【北1条・雁来通】

【関連説明案件】

関連説明 第1号 札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況
について（計画素案報告②）

第 85 回 都市計画審議会 案件グループ分け

【事前説明案件】

順番等		案件概要		
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号
市 決 定	①	外壁の後退距離の限度に関する適用除外	用途地域の変更	事前説明第 1 号
	②	北 1 条・雁来通	道路の変更（線形の変更）	事前説明第 2 号

【関連説明案件】

順番等		案件概要	
		名称	番号
①		札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（計画素案報告②）	関連説明第 1 号

1. 開 会

●小泉調整担当課長 本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻より少々早いですけれども、きょう出席予定の委員24名のうち16名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第85回、平成27年度といたしましては第4回目となります、札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課調整担当課長の小泉と申します。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、資料を確認させていただきます。

事前送付をさせていただいた議案書等につきまして、本日お持ちいただくように通知文の中でお願ひ申し上げておりますが、ご都合によりお持ちになっておられない委員の方は事務局までお知らせください。

また、本日、各委員のお席には、向かって左手には、配付資料1の会議次第、配付資料2の案件一覧・案件グループ分け、配付資料3の両面印刷の委員名簿、座席表となっております。次に、向かって右手には、事前送付を行っていない関連説明第1号「札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について」の関係資料③から④のA3判の資料が二つございます。

ご確認をお願いいたします。

次に、連絡事項です。

岸本委員、坂井委員、中村達也委員、濱田委員、星野委員、五十嵐委員、池田委員、名本委員につきましては、欠席する旨の連絡が入っております。

本日の議案に関連する部局といたしまして、市長政策室政策推進担当部、市民まちづくり局都市計画部、総合交通計画部、建設局土木部、都市局事業推進担当部、環境局みどりの推進部の関係職員がそれぞれ出席をしております。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃいます皆様にご連絡がございます。

本審議会での場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮いただいております。議事に入るのは、この後、会長による議事録署名人の指名がありました後となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、高野会長、よろしくお願ひいたします。

2. 議事録署名人の指名

●高野会長 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

議長を務めてございます高野です。

それではまず、開催に先立ちまして、議事録の署名人を指名させていただきます。

小形委員と日沖委員にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 議 事

●高野会長 それでは、議事に入りますが、先ほど事務局から申しあげましたように、場内の写真撮影については、以後、ご遠慮いただくようにお願いします。

それから、説明やご発言に当たっては、要点を明確に、簡潔明瞭に行っていただきますようご協力をお願いいたします。

本日の議事は、先ほどもご説明がありましたが、事前説明案件が二つと関連説明案件が一つとなっております。

◎外壁の後退距離の限度に関する適用除外について

●高野会長 まずは、事前説明第1号の外壁の後退距離の限度に関する適用除外についてご説明をいただきたいと思います。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬でございます。よろしく申し上げます。

事前説明第1号「札幌圏都市計画用途地域の変更 外壁の後退距離の限度に関する適用除外」についてご説明いたします。

本件は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内において、都市計画で定めております「外壁の後退距離の限度1.0m」について、適用除外の規定を設ける都市計画の変更を行うものでございます。

お手元に資料を配付しておりますが、説明はスクリーンで行いますので、前方をごらんください。

なお、説明内容といたしましては、スクリーンにお示ししている順番に説明を行ってまいります。

初めに、「外壁の後退距離の限度」の概要についてご説明いたします。

外壁の後退距離の限度は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域において、道路境界線及び隣地境界線から、建物の外壁またはこれにかわる柱の面の後退距離を1.0mと定めているものでございます。

なお、「道路境界線」及び「隣地境界線」の総称を、「敷地境界線」と言います。

外壁の後退距離の限度につきましては、各都市で、定めるのか定めないのかを選択することとなっております。札幌市では、ゆとりある住環境を維持することを目的に、1.0mと定めております。

それでは、今回の都市計画の変更理由についてご説明いたします。

平成25年度に都市計画決定されました石山・穴の沢通及び石山・藤野通におきまして、道路の拡幅または道路の新設を予定しており、先ほどご説明いたしました道路境界線が変更される予定でございます。この道路境界線の変更により、次のような問題が発生いたします。

現在スクリーンにお示ししているのは、道路境界線からの外壁後退距離についてのイメ

ージ図でございます。赤い破線が道路境界線で、ここから1.0m以上離れた位置に外壁などが建てられるように定めております。ここで、この道路の拡幅を行う場合、オレンジ色の箇所のように用地買収を行い、その後、道路境界線が変更されます。

この道路境界線の変更に伴いまして、青い破線の外壁の後退距離1.0mの位置が変更となり、外壁の後退距離1.0mを満たせない違反状態の建築物が発生してしまいます。また、道路を新設する場合にも、同様の状況が発生することが想定されます。

このように、公共事業における道路拡幅などにより、既存建築物が違反状態となることは、都市計画上、好ましくないと判断し、第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域に定められている外壁の後退距離の限度1.0mについて、適用除外の規定を設けるものであります。

次に、今回の都市計画の変更内容についてご説明いたします。

ただいまスクリーンにお示ししているのが、このたびの、外壁の後退距離の限度1.0mについての適用除外の規定を設けるものでございます。

このたび、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における外壁の後退距離の限度1.0mにつきまして、道路事業等の施行により道路境界線が変更された際、外壁の後退距離が1.0m未満となる建築物などのうち、次に該当するものについては、建築物等の外壁等から変更された道路境界線までの距離に限り、外壁の後退距離の限度1.0mを適用しないという内容になります。

まず、一つ目に、「道路境界線の変更の際、現に存するもの又は現に建築、修繕、模様替若しくは用途変更の工事中のもの」とありますが、これは、道路事業などによりオレンジ色の箇所を道路拡幅し、道路境界線が変更された際、現に存する建築物、現に建築中の建築物、現に修繕中の建築物、現に模様替・用途変更中の建築物については、外壁等の面から移動した道路境界線までの後退距離の限度1.0mを適用いたしません。

ここで、使用しております言葉の説明をさせていただきます。

まず、「修繕」についてですが、建築物のある部分を、ほぼ同じ材料を用いて、同じ形状、同じ寸法で作りかえ、性質や品質を回復させることでございます。

次に、「模様替」についてですが、建築物のある部分を、別の仕様を用いて作りかえ、性能や品質を回復させることでございます。

最後に、「用途変更」についてですが、住宅から喫茶店などへ変更するような建築物の使い方を変更することでございます。

次に、二つ目の、「工事の着手が道路境界線の変更の後である修繕、模様替又は用途変更の工事を行うもの」についてご説明いたします。

道路事業などの施行後、道路拡幅に伴う道路境界線の変更が終了した後に、修繕、模様替または用途変更の工事を行う建築物についても、外壁等の面から変更した道路境界線までの後退距離の限度1.0mを適用いたしません。

次に、三つ目の、「工事の着手が道路境界線の変更の後である増築又は改築に係るもの

であり、かつ、その部分の外壁等の面から敷地境界線までの距離が1.0m以上となるもの」についてご説明いたします。

先ほどと同様の道路事業などの施行により、道路境界線が変更された際、建築物の敷地境界線は、青い線のようになります。この敷地境界線から1.0m以上となるオレンジ色の範囲内において、ピンク色の部分のような増築や黄色の部分のような改築を行う場合は、外壁等の面から移動した道路境界線までの後退距離の限度1.0mを適用いたしません。

今回、使用しました言葉の説明をさせていただきます。

「増築」とは、既に建築物の建っている敷地に、建築物を建築することです。

次に、「改築」とは、建築物の全部もしくは一部を除却し、引き続いて従前の用途、規模、構造が著しく異なるものを建築することです。

最後に、「前項の規定は、平成28年3月1日以降に道路境界線が変更された場合について、適用する」としております。これは、道路境界線の変更が行われた基準日を明確にするため、平成28年3月1日以降に道路境界線が変更された場合について適用するものとしております。

以上が、今回の都市計画の変更内容になります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

平成28年1月中旬から1月下旬に、都市計画法に基づく縦覧を行いまして、1月29日に予定しております第86回都市計画審議会にて諮問する予定でございます。

以上で、事前説明第1号「札幌圏都市計画用途地域の変更」についての説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。

少しわかりにくい面があるかと思いますが、皆さま方はわかりになりましたでしょうか。

それでは、質疑に移りたいと思います。

ご意見やご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

◎北1条・雁来通について

●高野会長 それでは、ご質問やご意見等がないようでございますので、次の案件に移りたいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして、入れかえをしてから、事前説明第2号の北1条・雁来通についてのご説明をいただきたいと思います。

●佐藤総合交通計画部長 総合交通計画部長の佐藤でございます。

それでは、事前説明第2号「札幌圏都市計画道路 北1条・雁来通の変更」案につきましてご説明させていただきます。

スクリーンをごらんください。

説明事項といたしましては、「北1条・雁来通の概要」、「都市計画変更(案)」、「まとめ」の3点でございます。

それではまず、北1条・雁来通の概要につきまして、その位置、都市計画決定、現地の状況をご説明いたします。

こちらは、札幌市の骨格道路網を示した概略図でございます。

北1条・雁来通は、骨格道路網としまして位置づけている放射道路のうち、当別町方向へと向かう放射道路であり、都心から苗穂駅付近までが国道12号、その先が国道275号となります。

次に、都市計画決定の状況につきまして説明いたします。

北1条・雁来通は、起点を札幌駅前通、終点を東雁来町の市街化区域界までとする延長約8kmの都市計画道路です。現在は、計画幅員25m、車線数は4車線で決定しております。

昭和11年に最初の都市計画決定を行った後、昭和40年には終点や線形を変更し、現在とほぼ同じ形状となりました。

平成18年には、今回変更いたします区間の幅員を広げ、車線数を4車線に決定しております。今回変更いたします区間は赤で示しました部分で、延長は約460mになります。当該区間は、現状では2車線となっており、現在、4車線化に向けて事業中の箇所でございます。

次に、平成18年の変更概要につきまして説明いたします。

こちらは、変更区間を拡大した平面図です。

この区間は、もともと幅員22mで都市計画決定されておりました。平成18年には、黄色い線から青い線で示した区域に変更し、最大幅員を46mとしております。

この変更に至った経緯としまして、当該区間とその前後が2車線となっており、ボトルネックとなっていたことから、早期に4車線化する必要がありました。そこで、既存のボックスカルバートを生かしつつ、4車線化をするため、新たにボックスカルバートを設置し、上下線を分離する形に区域変更を行ったものです。

次に、現地の状況につきましてご説明いたします。

北1条・雁来通とJRとの交差部は、平成18年に4車線化に向けて都市計画変更をし、その後、平成21年より事業に着手しております。

なお、供用開始は、平成28年3月を予定しております。

事業の内容は、道路の拡幅、民地との高低差を処理するための擁壁の設置、JR線路との交差部におけますボックスカルバートの新設などです。

なお、今回変更する区間は、赤く示した部分になります。

続いて、図上の矢印の方向の写真をお見せいたします。

現在は施工途中でございますが、赤い矢印が雁来方向へ向かう車線です。JR線路との交差部にはボックスカルバートを新設します。水色の矢印が都心方向へ向かう車線で、現在は2車線道路として供用しております。

次は、図上の矢印の方向の写真です。

赤い矢印が雁来方向へ向かう車線、水色の矢印が都心方向へ向かう車線、緑の部分が新設するボックスカルバートとなります。

次に、都市計画変更案につきまして、その理由と内容を説明いたします。

当該区間は、平成18年に都市計画変更した後、事業実施に向けて道路や擁壁などの構造物の実設計をするため、詳細な地質調査を行っております。その結果、当初の想定よりも軟弱であり、地盤が悪く、擁壁を施工した際に周辺建築物に影響を及ぼすおそれがありました。今回の変更は、この影響を回避するため、一部幅員と区域を変更するものです。

こちらは、変更区間を拡大した図でございます。

写真のとおり、道路と民地で高低差があるため、擁壁を設置しております。

今回の区域変更に当たりましては、擁壁施工時におきまして建築物に影響を及ぼさないこと、可能な限り緩やかな曲線半径とすることを前提条件としております。

擁壁施工による影響範囲は、赤で示した区域になります。

現在の道路位置では、建築物に影響があるため、影響を回避する必要がありました。

こちらは、擁壁設置による影響のイメージ図になります。

擁壁設置区間は、軟弱地盤のため、何らかの地盤対策が必要であり、今回は経済性の観点から置き換え工法を選択しております。土の置き換えをする際には地盤を深くまで掘削する必要があり、それにより周辺地盤が緩んだり、沈下する可能性があります。この図で言うと赤い線がその影響範囲になります。また、影響範囲は地盤が悪いと、赤い線から緑の線のように広がることとなります。今回は、当初の想定よりも地盤が悪かったため、影響範囲も当初より広がることとなりました。

擁壁施工による影響範囲は、赤で示した区域になります。

当初の道路予定位置では、建築物に影響がありますが、道路位置を河川側に寄せることで、影響を回避することができます。

続きまして、都市計画変更の内容でございますが、雁来へ向かう側の道路を河川側に寄せた結果、都市計画区域が黄色線から青線に変更する形になります。

幅員の変更ですが、区域の変更に伴い、最大幅員が46mから44.9mに変更になります。車線数や車道の幅員は変わらず、車道と歩道の位置が赤点線から青点線に移動することにより、セパレートの中央部分が少し狭くなるため、幅員が縮小されます。

次に、本案件のまとめでございます。

変更案の内容でございますが、一部幅員の縮小変更と一部区域の変更の2点です。区域を事業計画に合わせて変更し、それに伴い一部幅員が縮小します。

今後の予定につきましては、1月上旬から中旬で変更案の縦覧を行いまして、1月29日の都市計画審議会で諮問させていただきます。都市計画決定の告示は、2月の下旬を予定しております。

以上で、事前説明第2号「札幌圏都市計画道路 3・3・23北1条・雁来通の変更」案につきまして、説明を終わります。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの第2号についてご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

●堀内委員 市民委員の堀内です。

1時前後に現地を見てきました。ボックスカルバートについては既に完成しているように見受けられました。

地盤が大変悪いということと、かなりの高低差がありますね。そこで、地盤は、具体的にどのような状況か教えていただきたいと思います。

●佐藤総合交通計画部長 もともと、擁壁ができそうな幾つかの地点につきまして、地質の状況を砂質土と想定しておりました。その時点の調査結果では、JR線路との交差部付近では粘性土が確認されましたが、札幌駅側につきましては、粘性土は確認されておりました。

その後、追加調査を行いましたところ、想定よりも粘性土の分布が広がっていて擁壁設置区間においても粘性土の地層があり、当初よりも軟弱な地盤であるということがわかったことから、今回変更したいということでございます。

●高野会長 堀内委員、よろしいですか。

●堀内委員 わかりました。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 ありがとうございます。

よろしいようでございますので、本件については以上とさせていただきますと思います。

次の案件に進みたいのですが、想定よりもスムーズに審議が進んでおります。次の都市計画マスタープラン等の案件については、小林部会長からもご説明をいただくことになってございまして、小林部会長には14時15分に来ていただくことになってございます。

そこで、大変恐縮ですが、ここで休憩を入れたいと思います。14時15分に再開さ

せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[休 憩]

●高野会長 それでは、準備が整いましたので、審議を再開させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

関連説明案件の都市マス等の見直しについてでございます。

「札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について」ということで、本日は、検討部会の小林部会長にお越しいただきでございます。

◎札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について
(計画素案報告②)

●高野会長 それではまず、担当の方からご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬でございます。

これより、関連説明第1号「札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況」につきまして、前回に引き続き、計画素案の報告をさせていただきます。

なお、都市再開発方針につきましては、前回からの大きな変更や修正などが無いことから、今回は説明を割愛させていただきます。

前回の都市計画審議会におきましては、現在作成を進めております都市計画素案の内容につきまして、ポイントとなる考え方などをご説明させていただきました。現在も、引き続き検討を進め、それに伴う素案の修正作業などを行っているところでございますが、基本的に、方向性に変更はございません。

ただし、構成を一部変更した部分や、検討部会や都市計画審議会などでいただいたご意見も考慮しながら内容を追加した部分がありますので、今回は、前回ご報告した時点の内容からの主な変更点についてご説明させていただきます。

それではまず、都市計画マスタープランについてでございます。

本日配付したA3判の関連説明第1号関係資料③の「前回からの主な変更点(抜粋)」と書かれた資料をごらんください。

まず、資料左側の上段にございます1をごらんください。

本編の第1章の1-5の「(1)計画の構成」における変更点についてでございます。

こちらでは、第3章の「都市づくりの理念、基本目標」に記載しております内容につきまして、計画の構成やそれぞれの関係性がわかりにくいといった指摘がございましたことから、理念や基本目標につながる考え方をフロー形式で図示し、追加したものでございます。

赤点線で囲っている部分が、今回追加して記載しているものでございます。

次に、下段にございます2でございます。

前回ご説明した素案においては、「都市づくりの理念、基本目標」の次に「部門別の取組の方向性」を示し、その後に「総合的な取組の方向性」という構成でございましたが、第3章の3-3で掲げている基本目標を実現するための総合的な取組として、先に示す形に順番を入れかえております。合わせて、資料の右側上段の3をごらんいただきたいのですが、この順番の入れかえとあわせて、「総合的な取組の方向性」の中に、市街地区分ごとの都市の将来像の記載を追加してあります。

この変更につきましては、市がどのような都市を目指して戦略的に取り組もうとしているのかを、市街地区分ごとに具体的にイメージしてもらうことを目的として、こちらを最初に持ってくるという構成に変えたものでございます。

ページの右側に、それぞれの市街地区分ごとの将来像を載せておりますけれども、追加した将来像の具体的な内容を若干紹介しますと、左上の①の都心につきましては、「世界に誇ることができる環境性能と防災性能を備えた持続可能性が高い都心が形成されている」などといったもの、右側の②の地域交流拠点につきましては、「多様な都市機能の集積や拠点のアクセス性の向上、冬でも快適な歩行空間の充実などにより、利便性が向上し、さまざまな交流やにぎわいが生まれている」といったもの、中段の③の複合型高度利用市街地につきましては、「地下鉄駅の周辺を中心に集合型の居住機能や生活利便機能が集積し、人口密度の維持または増加が図られている」などといった内容としております。

それでは、めくっていただきまして、裏のページをごらんください。

次に、4についてでございます。

「総合的な取組の方向性」の中で、二つ目に「地域交流拠点における取組の方向性」を記載しておりますが、こちらの内容につきまして、地域性などを踏まえた各拠点の具体的な取組などを記載したほうがよいのではといったご意見があったことを受けまして、拠点ごとの詳細な記載を追加したものでございます。

地域交流拠点は17カ所ございますけれども、資料左側の緑のボックスにございます「新さっぽろ」「真駒内」「篠路」「清田」の4カ所につきましては、まちづくり戦略ビジョンにおきまして、今後10年間のうちに具体的に取り組む拠点として位置づけられておりますので、都市計画マスタープランにおきましても、先行的に取り組む拠点として、現状と今後の方向性を個別に示しております。

また、それ以外の13カ所につきましては、資料の右側の青いボックスで三つのケースに分類して記載しております。

ケース1として、琴似を初めとする「公共施設などの建替えに合わせてまちづくりの検討を進める拠点」、ケース2として、麻生・新琴似を初めとする「後背圏を支えるための機能強化が必要な拠点」、ケース3として、宮の沢を初めとする「まちづくりの機運を高めていく拠点」としており、ケースごとに現況や共通する今後の方向性を整理してござい

す。

なお、青いボックスの表題や拠点の内容につきましては、今、関係部局と調整中でございますので、最終的には文言整理をする予定としております。

以上についてが、都市計画マスタープランにおきます前回からの主な変更点となります。

なお、前回の審議会におきまして、現在策定中の関連計画との整合を図っていくとご説明しておりましたが、こちらにつきましては、各計画が策定に向けて現在動いておりますので、この動きに合わせながら最終案までに反映させるべく、引き続き作業を進めているところでございます。

続きまして、立地適正化計画についてご説明いたします。

同じくA3判の関連説明第1号関係資料④の「札幌市立地適正化計画 前回からの主な変更点」と書かれた資料をごらんください。

まず、資料の左側の図をごらんください。

前回までは暫定としておりました居住誘導区域及び都市機能誘導区域の範囲につきまして、今回、明確な区域を示したものでございます。

左ページでは、居住誘導区域は青色で、都市機能誘導区域は都心を赤色、各地域交流拠点を橙色で示しております。

各地域交流拠点の都市機能誘導区域の範囲は、用途地域の指定や高度地区の指定などの現状を考慮しまして、都心につきましては都心まちづくり計画で定める都心の区域や都市再生緊急整備地域を考慮して定めております。

資料右側は、この基本的な考え方をもとに画定しました各都市機能誘導区域の詳細図になっております。若干見にくいのですが、図の赤い線で囲まれた範囲が都市機能誘導区域でございます。1から17までは地域交流拠点となりまして、18が都心ということでございます。

なお、各図面に点線の円が書かれておりますが、これは半径300mの円ということで参考に記載しております。おおむね300m内外という範囲で定めております。

なお、赤い線につきましても最終決定ではなく、今、関係部局と最終調整をしている状況でございますので、一旦、こういった範囲というイメージで捉えていただければと思います。

以上が立地適正化計画における前回からの主な変更点でございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

現在、関係部局で最終調整を進めているところでございまして、12月1日の検討部会を経て計画案を確定し、1月の中旬ぐらいから計画案に対するパブリックコメントを実施いたします。

また、1月29日の都市計画審議会におきましても、この計画案をご説明し、ここで得られた意見などを踏まえた最終案を3月の都市計画審議会へ提示し、策定という流れで進めていく予定としております。

以上で、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明の補足、あるいは、部会での議論の内容等について、小林部会長からご説明を頂戴したいと思います。

●小林部会長

今、事務局からお話をいただいた内容について、市全体のこれからのまちのあり方と都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係や、それぞれの場所の役割等について補足します。

ご存知のように、自治体では長期ビジョンを持つわけです。今、札幌市は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」という10年間を目標にした総合計画を持っています。これは、札幌市の全部局がそのビジョンを目標にしながら、それぞれ所掌している法律や制度を使いながら、政策を実現するためのバックグラウンドになるわけです。パイブルみたいなものです。それが先行して現在動いております。

都市計画マスタープランというのは、一見、都市の将来像を全て描くような言葉に理解できるのですが、都市計画をめぐるいろいろな制度や法律がありますが、それを使って、今お話しした戦略ビジョンをどうやって実現できるのか、どんなふうを実現していくことができるのか、それはいつごろなのだろうかということについて、都市計画、あるいは、まちづくりの法律や制度、さらには、景観整備の法律等を使いながら、法的に適用できる場所等を明確にしようということです。

先ほど、③の資料で、表側の右に「都心」や「地域交流拠点」、「複合型高度利用市街地」、「一般住宅地」などと書いてありますけれども、札幌の長期総合計画であるまちづくり戦略ビジョンは、大きな端境期にあります。つまり、人口がこれから減っていくわけですね。

札幌市が自治体として独自の考え方やビジョンを持ちながら、世界の中で光るようにしていかなければいけません。そこで世界都市という言い方をしていますけれども、そういうような変わり目にある札幌の将来の姿を、戦略ビジョンで描いているわけです。

しかし、私たちが体重を減らしていくと洋服がぶかぶかになるのと同じように、今まで人口がふえ、市街地が拡大してきたわけですが、人口がこれから減っていく、あるいは、少子高齢化が進んで高齢者がふえていく、また、子育て環境を今以上にいいものにしなればいけないとなってくると、洋服を仕立て直すのと同じように、まちを仕立て直さなければいけないわけです。

そうすると、変化していくことが読める場所と読みにくい場所があるのですが、都市では、経済活動や産業活動、あるいは、人との情報活動が行われなければなりません。

それを支える所が、通常は「都心」と言われます。ですから、大きく変わっていくけれども、札幌の将来の姿、あるいは、将来の力を支えるため、都心をどんなふうにつくっていかなければならないのか、考えていかなければいけないのかが大事なので、「都心」について書いてあるのです。

それから、「地域交流拠点」というのは、大きく広がった市街地の中に皆さん住んでいらっしゃるし、いろいろな中小企業や生産企業といった企業もあるわけですが、そうしたときに、全部を都心では賄えないわけです。そこで、市民の生活、あるいは、産業活動、経済活動を支えるポイントになる大事なところを「地域交流拠点」と言っているわけです。交通の結節点、あるいは、地下鉄駅周辺など、重要なポイント等を含めた17カ所は、「大事な生活を支えていく場所です」と言って、将来の姿を皆さんで共有しようとしているということです。

それから、「複合型高度利用市街地」というのは、今まで比較的若い年齢・世代、それから、子どもがたくさんいる世代が中心だったのが、だんだんと高齢者がふえてきて、生活パターンも変わってきます。そうすると、郊外に広がっていった一戸建ての住宅に住み続けていく方と、そうではなくて、公共交通を頼りにしながら、戸建てではなくみんなが寄り添って集まるような都市型の生活にしたいという方も出てきます。そこで、後者のような、利便性を嗜好し、あるいは、福祉、病院に近いところに住んでいくという住みかえを想定したり、都市経営上、よりコンパクトな都市にしていこうとする意思を働かせることとして「複合型高度利用市街地」があるわけです。

もう一つ、「一般住宅地・郊外住宅地」があります。これは、そうはいつでも自然と接しながら、あるいは、四季を楽しみながら生活を続けていきたいと思う方も当然いるわけです。そうすると、その場所は放っておくわけにはいきませんので、その辺をどういふふうにすればいいかを考えなくてははいけません。

それから、札幌市は農業も結構大事な部分としてありますので、そういうところをどう扱っていけばいいのかということがあります。あるいは、札幌は札幌だけで成立しませんので、周辺の町村とも連携していきますが、そういうところをどう考えていくかということで、「市街地の外」と分けて考えてあるわけです。

それぞれ施策の強弱を考えながら、施策の内容を考えながら、都市計画的に手を打っていかうとするためのいろいろなゾーンに分けてあるわけです。そして、冒頭に申し上げた、これからの都市の力、あるいは、生活を支えていく場所の17カ所を、二つに分けて書いてあるのが後ろの一覧表です。

この目標については、住民の方と協議、あるいは、行政の内部で協議を重ねながらもう少し具体的に細かくなっていくのだらうと思います。

それから、立地適正化計画とは、都市計画マスタープランで都市計画的にどういうふうを考えていくかを下敷きにするものです。「都市再生」という言葉を皆さんはお聞きになったことがあると思うのですが、都市再生を実現しようとする法律があります。そ

の中の一つに「都市再生特別措置法」がありまして、都市を再生していこうとするときに、行政だけではなく、民間の事業も重要になってきます。そこで、先ほどの17カ所の場所などを念頭に置いて、行政が考える事業、あるいは、民間の方々がやる事業が明確になれば、国は都市を再生することが重要と考えていますので、それに対しての資金的な援助をしましょうというのが「都市再生特別措置法」の大まかな骨格です。

先ほど、300mの円だとか、場所を画定しようとしていますという話がありましたが、都市再生特別措置法を使うために、この図で言うと、300mの円を基準とした赤い所、この明快に画定された場所で事業が行われれば、公であれ民間であれ、その事業に対して助成しますというエリアを決めていくわけです。ですから、事務局の方がこの場所のことを詳しく説明されたわけです。

今回、特に改めてお話がありませんでしたけれども、再開発の基本的な考え方である再開発方針は、「都市再開発法」という別の法律を使いながら都市を変えていく、あるいは、再開発をサポートしますが、その事業を展開していく手続、場所についての方針を決めたものとなります。

このように、法律を幾つか重ねながら、冒頭に申しあげました札幌の「まちづくり戦略ビジョン」を実現していこうという計画案でございます。

今、それについて、高野会長を初め、都市計画審議会の中から4人と私などが加わって6人で検討して、かなりリアルな話も含めながら作り上げていっています。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局及び小林部会長からの説明に関して、ご質問やご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

●丸山（博）委員 丸山博子です。

二つ質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、マスタープランの素案、関係資料①の13ページの上の図です。

4の「総合的な取組の方向性」に書かれているものは、どこから抜粋、整理されたものなのかがわからなかったもので、質問をしたいと思います。

本日配られた関係資料③と一部似ているところもあれば、全く違うところもあって、どこから抜粋し、整理し、また、整合性があるのかを確認したいと思いました。

2点目は、漠然とした質問で恐縮ですが、同じく配付資料のマスタープランの素案の32ページから35ページのところについて、今ご説明を頂戴したように思うのですが、すっきり理解できないというのが正直なところです。

特に、33ページには「身近な地域」というタイトルがついていて、下の図でA、Bと書いてあるのですが、「身近な地域」の捉え方についてもう少しご説明をしていただければと思います。33ページの「身近な地域」について、私はなかなか理解ができなかったとい

うのが正直なところですが、感想のようになってしまい恐縮ですが、追加説明をいただければと思います。

以上の2点です。

●高野会長 2点ご質問がございました。事務局から、お願いいたします。

●村瀬都市計画課長 まず、13ページの上の4の「総合的な取組の方向性」についてです。

こちらにつきましては、同じく37ページから54ページの部分をこのように抜粋したというか、取りまとめて記載しているものでございます。

ただ、委員の疑問は、13ページの記述と37ページから54ページの記述が合っていない部分があるのでご質問されたということかと思えます。そこの整合がとれていない部分があったかもしれないので、もう一度精査して、13ページの4の上段と37ページから54ページまでの内容がきちんと合うように修正していきたいと思えます。

ご指摘をありがとうございました。

その次に、特に33ページの「身近な地域」のイメージが湧かないということについてです。

単純に言えば、「地域単位のまちづくり」という部分でございます。都市全体のまちづくりも大事ですけれども、例えば、今、都市計画部でまちづくりを検討しているもみじ台地域や真駒内地域など、地域単位のお話でございまして、徒歩圏プラスアルファぐらいの地域における目標を記載しております。

読んでわかりにくい部分があったというご指摘かと思えますので、読んですぐ理解ができるように修正できる部分は修正していきたいと考えております。

以上でございます。

●高野会長 丸山（博）委員、いかがですか。

●丸山（博）委員 丸山博子です。

ご説明をありがとうございます。もう一度確認をさせてください。

13ページの上のまとめではなく、後ろの53ページなどのア、イとついているところがそのまま13ページに移るという理解をしていいのでしょうか。

●村瀬都市計画課長 基本的にはそういうことです。

●丸山（博）委員 それでは、1点目について理解いたしました。ありがとうございます。

2点目について、もう一度、確認をさせてください。

32ページの（2）に「都市づくりの基本目標」とありますが、最後の段落のところ、

「そこで、以上のことを踏まえた都市づくりの取組に関する基本目標を、二つの視点から以下のとおり定めます」という表現になっていますが、この二つの視点とはどれとどれを指すと理解したらよろしいでしょうか。

●村瀬都市計画課長 「都市づくり全体」という視点と「身近な地域」という視点でございます。

●高野会長 よろしいですか。

●丸山（博）委員 丸山博子です。

二つの視点とは何なのかを明確に示すことがなければ、ここから後の32ページ、33ページでは、文章によってはこれが二つの視点ですとはなっていないので、一体どこを指して二つの視点と言っているのかが読みにくいように思います。

●高野会長 誤解のないように修正していただければと思います。

●村瀬都市計画課長 ご指摘をありがとうございます。

●高野会長 次の「身近な地域」の枠組みの下の文章は、前の文章からの引き続きになってくるわけですね。

●村瀬都市計画課長 33ページですか。

●高野会長 33ページの上の文章がありますが、これは32ページの上の文章の続きになってくるのですね。

●村瀬都市計画課長 はい。

●高野会長 これだけを見ると、「身近な地域」の説明がこれに見えますので、形式が非常にわかりにくいということだと思います。

●村瀬都市計画課長 32ページの上の文章は、二つの視点と書いてあるように、「都市づくり全体と身近な地域という視点から目標を定めます」という一つの独立した文章になっています。「都市づくり全体」の目標が五つあり、「身近な地域」の目標が一つあり、その「身近な地域」の目標の解説が、33ページの上の文章となります。

●高野会長 意図がなかなか読み取りにくいのです。わかりやすいようにしていかないと、今のように誤解が出てくると思います。

●村瀬都市計画課長 わかりました。

●高野会長 丸山委員（博）委員、そういうことでよろしいですか。

●丸山（博）委員 私は頭の回転が遅いので、よく理解できましたとは今すぐ答えられませんで、よく理解できていない状態です。

●小林部会長 補足すると、言葉の問題もあるかもしれませんが、都市計画というのは、かつてのように、行政が全ての物事を決めて、行政で指示したことをやるというところから、それに加えて、住民や企業が都市計画を提案できるようになったわけです。それは、どこかとは決められないのですけれども、それを最大限尊重しようとなりました。ですから、それが、「身近なまちづくりを行う地区」と言っているときに想定していることの一つです。

もう一つに、札幌市は、環状線の外側に「住区整備基本計画」を持っており、学校区単位で地域を区分しているのです。ですから、小学校区を単位にして、学校と公園と都市計画の道路を決めています。これは日本で札幌だけなのです。先ほどの郊外部の話もありますけれども、その地域の方々の意思や思いを尊重しながら考えていきたいと思います。

ただ、場所によって、住区整備基本計画でいうところの住区の将来は多様ですので、それも念頭に置きながら、身近なスケールの仕組みをここでは書いているということも、加えてご理解をいただいたほうがいいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

そういうことが少しわかるような表現ぶりで修正をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。

●齋藤委員 市民委員の齋藤です。

いただいた分厚いマスタープランの素案ともう一つの計画について読ませてもらったのですが、マスタープランの「今後の取組の方向性」ということで、「札幌らしさを生かし、経済を持続的に発展し、雇用をつくっていく」ということがありました。雇用があつての都市計画という視点で、これにはいろいろなステークホルダーがいると思うのですけれども、共感を持って共有されるポイントだろうと思っております。

一方で、都市間競争もあって、雇用創造と言っても簡単にできるものではありません。成功例としては、標準語を話せる人が多いということでコールセンターを、地震が少ないのでBCPコンシヤスの拠点を持ってくる会社などがあると思うのですが、これについては産業振興の主管部の真剣な検討や周りの連携でうまくいっているだろうと思います。

一方、これからですと、インバウンドやネット販売などで路地がどんどん出てきます。いっぱいあると思うのですが、その辺が新しいビジネスになるのかなと思いますが、そうした場合、産業振興や企業誘致をやろうとしている主管部では、札幌らしさといっても、どこを強みに、どんな産業や企業を持ってこようとしているのかということが重要になります。

先ほど申し上げたように、それに対するいろいろな連携が必要で、とりわけ、都市計画サイドの支援なくしてできないと思いますので、企業ニーズとしてどんなものがあるのかわかれば教えていただきたいと思います。そうすると、マスタープランに具体性が増して、共感もさらに得られると思った次第ですので、よろしく願いいたします。

●高野会長 よろしいですか。都市間競争にかかわることです。

●村瀬都市計画課長 当然ながら、産業振興に関することは、札幌市経済局が中心としての担当となります。

そこで、まちづくり戦略ビジョンにしる、経済局が持っている計画にしる、今、委員がおっしゃられた観点を持ちながら、今、札幌として力を入れておりますのは、食産業の振興や、都心部における企業の本社機能を誘致してくるといったさまざまな経済対策を考えております。

一方、都市計画マスタープランにおいては、土地利用ということですから、簡単に言うと、工業系や流通系の土地利用をどういうところで展開していくかについて、経済部局と協議をして盛り込んでおります。

都心につきましては、今、委員からもご指摘があったように、企業の受け皿として、いわゆるBCPと言って、災害が起こっても企業活動が継続できる環境を都心部で整えて、本社から企業に来ていただくといったことがあります。それから、札幌におきましても、工業地や流通業務地がありますので、企業が抜けないように、仮に抜けたとしても、そこに工場や事業所が入ってこられるよう、経済としてもいろいろな支援を行って、そこで展開できるようにということをやっております。

そういうように、経済の施策を土地利用としてどういう形で受けるかについて、今の範囲の中で、都市計画マスタープランの中に反映しております。

●小林部会長 今の齋藤委員のご質問は、大ざっぱに言うと、冒頭に申し上げましたように、長期的な戦略ビジョンの中で大きな方針が組み立てられています。それは仮想的なも

のではなく、10年間の目標ですから、「こうしたい」ということではなくて、「こういう可能性がある」ということが書き込まれているのが特徴となっています。そして、それを具体的に所掌する部局は、10年間のビジョン、あるいは、戦略もあるのですが、それを受けて、どこでやるのかを細かく積み上げています。

10年間で5年ずつの二つに分けて、各部局は「こういうことを5年間でやります」という施策をつくっていきまして、それをアクションプランと言います。ですから、今のご質問にあったような部局が所掌するアクションプランは、全てが都市計画マスタープランの中に書き込まれているわけではありませんけれども、組み込まれていると理解していただいて結構だと思います。

それから、その中でも特に都心部というのは、お話にあった都市間競争の舞台として非常に重要な場所ですが、それについては、今、都市計画部の中でも別な部局で、都心のビジョンをつくっている最中です。それについては、今議論をしている最中で、十分には書き込まれていません。ただ、多分、年度内にはその答えが見えてくると思いますので、それが組み込まれて、今のものより明快に書き込まれるのではないかと思います。

●高野会長 齋藤委員、よろしいでしょうか。

●齋藤委員 続けていいですか。

今度は、「立地適正化計画」に書かれているもので確認したいと思ったのは、43ページの「居住ストック活用区域の取組」というところで、質問は、明確な判断基準はあるのかなということですか。

このまま読むと、良好な居住環境を形成されている郊外住宅地云々については、「現状の居住環境の維持、生活利便機能の向上」と書いてあるのですが、逆にそうではないところについては、環境の維持についても利便機能の向上についてもプライオリティーが下がるというふうに読めてしまうのです。それはそれで、政策的に否定するものではないのですけれども、同じ地域の中で、活用区域とそうではないところが出るのかなと読めてしまうのです。そうした際、その線引きの基準が、住民にとって明確であるのか、透明性が担保されているのかを聞きたいと思います。

ついでに、その一つ前のページですが、書いていることの確認です。

都心での取組について2点ありまして、一つは、都心強化先導エリアの中の「高次なビジネス環境の整備」とありますが、ここでは札幌独自の強みとしてどんなことを考えられているかです。また、「エネルギーネットワークの形成」とありますがけれども、利用側にとって、現状と比べてコスト面でどれだけ強みがあるのか、利点があるのかです。

それから、大通・創世交流拠点について、「都市文化を育成、体感できる魅力的な場の推進」、「創成東へのゲートとなる空間整備」とありますがけれども、もうちょっとイメージが湧くように教えてもらえればありがたいと思いました。

●高野会長 3点ございました。お願いします。

●村瀬都市計画課長 まず、1点目の立地適正化計画の43ページです。

下から5行目の「良好な居住環境が形成されている郊外住宅地」についてです。

札幌市の認識としましては、先ほど小林部会長からも説明があったように、札幌市の郊外住宅地では、住区整備基本計画を持って居住環境を形成してきており、我々としては、郊外住宅地は全て良好な環境が形成されているという認識でございますので、そうではない郊外住宅地はないということでございます、「郊外住宅地」の形容詞として使っている言葉でございます。

あわせて、区域の内外というお話がありましたが、36ページをごらんいただければと思います。

こちらでは、居住ストック活用区域の想定エリアを緑色で塗っております。先ほどの43ページは、緑色のところにおける取組でございます。

そこで、どうしてここを緑色に塗ったかということですが、将来の人口推計を行った場合、特に郊外住宅地でも人口減少が加速度的に進むであろうと予測されたエリアだからでございます。こういうところについて先行的に取組を行うべきということで、色をつけました。全ての地区を一遍にはできないと思いますけれども、できる範囲の中で取り組んでいくことになります。

一方、白いところにつきましては、人口は減りますけれども、緑色のところほどは減らないと考えております。各地域の課題はそれぞれあると思いますので、何もしないということではもちろんないですけれども、緑色のところのように、人口が加速度的に減少するということを踏まえて行う取組とは別に、地区ごとにおける個別の課題解決は白いところでやっていくという考えでございます。

次に、2点目の42ページの「高次なビジネス環境」についてでございます。

これは、先ほど委員からご指摘がありましたように、まず、1点目は、災害が起こった場合でもビジネスが続けられるようにということで、特にエネルギーネットワークの関係でございます。

電気や熱につきましては、エネルギーネットワークをつくり、災害が起きても供給されるという状態をつくり上げたいということです。

また、今回、三井J Pビルディングに生命保険会社の本社が来ましたけれども、今、ああいう業態では広いワンフロアが必要だと言われております。しかし、今の札幌市内においては供給されていないのではないかとということで、そういうことを意識したということでございます。

それから、3点目の「大通・創世交流拠点」につきましては、まさにここや北洋大通センターのビル等がある一帯となります。

以前から、特に大通・創世交流拠点においては、NHKと北電の建物がある部分の開発について、まだ具体化はしておりませんが、いずれ開発がなされるであろうということ的前提に、開発がなされる場合には、若干抽象的な表現ではあるのですが、こういう空間を形成していきたいということでございます。

●高野会長 ありがとうございます。

●齋藤委員 ありがとうございます。

最初の点は私の読み取り方が違ったかなと思うのですが、逆に言うと、立地適正化計画を読ませてもらった際に、人口が減っていく中では、あるところに集約していったほうがいろいろなコスト面やサービス提供についてもコストがかからない、というようなことを考えているのかなと思ったのです。

最後の質問です。

立地適正化計画のようなもので、先ほど申し上げたように、人口集約を進めることが何となく感覚的に合理的だなと思うものですが、計画の適否を判断する際、経営やビジネスプランの判断に当たるときのように、数字として、定量的に判断するような指標があるのかないのかをお伺いしたいと思います。

わかりにくい質問で恐縮ですが、例えば、立地適正化計画の13ページに、保全費用や建替え費用についてグラフになっていますね。先ほど申し上げた定量的というのは、立地適正化計画をやると全体の棒グラフの面積が小さくなるか、2040年辺りに固まっているピークがなだらかになるというような効果があるのだといった定量的にわかるような判断があるのでしょうか。

●高野会長 整備効果指標のようなものについてですが、いかがですか。

●村瀬都市計画課長 あるかないかと言われたら、今はありません。

●齋藤委員 計画を遂行するに当たっては、こういうものを改善するから、この計画はジャスティファイされるのですよという話ですね。

●村瀬都市計画課長 そういう意味で言えば、22ページの左側の図です。

これが将来人口総数増減率ということで、将来人口推計をしたときの推計になります。

ごらんとおり、中央区がふえて、そのほかでは地下鉄沿線でさえも減っていくことになっております。

そこで、立地適正化計画におきましては、地下鉄沿線の人口が減るという予測がされておりますが、それに関して、今、いろいろな観点があるのですが、一つとして、地

下鉄沿線、特に、先ほどご説明した地域交流拠点における都市機能さえも減っていくことが危惧されるのではないかとということでございます。

つまり、小さいまちでいくと、中心市街地が疲弊しているという話がありますが、同様に、札幌市でも、都心部では右肩上がりですが、ほかの区を中心部につきましては機能が低下するのではないかとという危惧を持ちました。

そこで、立地適正化計画によって、地下鉄沿線を居住誘導区域と定めて、さまざまな施策を講じ、人口密度の維持、増加を図ろうということでございます。

●高野会長 問題としては、齋藤委員がおっしゃるように、整備効果としてどの程度のもので出てくるのかということは今のところはないということですね。

●小林部会長 この間、増田レポートで、人口が減っていくので地方自治体が消滅するという話が出て、全国的にかなりショックを受けたわけです。また、今の特別措置法で立地適正化計画をやるのと少し重なりながら認識されて、多少、誤解されているところもあるのではないかと思います。

札幌市は政令市で、広域を入れると200万人です。人口が5万人や10万人のまちだと、人口が減ると周辺の市街地が負担になって、極端な例だと、夕張のように、まち中にみんなで集合しましょうという話になるのです。

ところが、札幌は痩せても枯れても政令市です。ですから、郊外にある民間あるいは公的な措置ででき上がった住宅地で人口が減ったとしても、北海道の中で別な人たち、つまり、道内という意味ではなく、道外からなど、政令市が持っている力、あるいは、世界的に旗を挙げようとしている札幌の魅力を求めながら移住するという概念もあるわけです。そういうことに成功している他の自治体も、小さいけれども、たくさんあります。

ですから、人口が減っていくという予測だけでも、そこを見捨てるわけではなく、空き地や空き家対策も十分やっていくことになります。また、例えば、都市型農業もこれからは十分に価値のあるものに全国的になっておりますので、そういうものの施策と対応させながら、一般住宅市街地としてだけではなく、別な魅力があるものに考えていきましょうというエリアだというふうにも考えられるわけです。

ですから、減らすと幾ら金が浮きますという単純な話だけではないので、その辺は余り誤解しないでほしいですし、僕らはもうちょっとポジティブに考えようとしています。今までは、ある面積に100人住んでいたけれども、そこに10人しか住んでいなくても、今までとは違う価値のある活動をする若い人たちもたくさんいて、新しい起業をしながら生きている場所はたくさんあります。そういう場所になる可能性が政令市の周辺にはあると思います。

そんな意味で、単純に除雪の長さがこれだけ減るからこれだけコストが減りますということだけで効果が計測できるものではないと思いつつながら立地適正化の議論をしている最中

です。

●高野会長 ありがとうございます。

先ほどの「高次なビジネス環境」などの言葉の問題については、完成版のときには、補足をしたり、用語集をつけたりして、わかりやすいようにしていただければと思います。

それでは、ほかの方はいかがでしょうか。

●水澤委員 市民委員の水澤です。

中身というよりも、こうしてほしいという要望が1点と、中身がわからなかったことの2点について聞きたいと思います。

●高野会長 どちらですか。

●水澤委員 マスタープランのほうです。

今までも出ていたのかもしれませんが、私が気づかなかったのですが、下のほうに「持続可能な札幌型の」と書いてありますけれども、こう言うと、ほかにも何々型というものがあるのかなという単純な疑問が起きました。ほかにもそういうものがあるのでしょうかというのが1点です。

それから、2点目は、先ほどの話にもちょっと通じるのですが、最近、計画にはいろいろな指標がつかますね。数量的な目標などの指標がつくのです。

例えば、部門別の57ページ以降の土地のところでは、ほかにも資料があると思いますが、札幌市の人口予想で、現在何人で10年後は何人、20年後は何人ですというような数値があれば非常にわかりがいいのかなと思います。

もしくは、年齢別の構成です。これはどこにでも資料があるので、すぐできると思います。現状と10年後、20年後の数字を載せるといいのではないかと思います。

その延長で考えると、複合型高度利用市街地の人口の予想として、今はこのぐらいで、10年後はこのぐらい、20年後はこのぐらいと。同じように、郊外住宅地ではどうだとか、一般住宅地ではどういうふうに人口が推移するのかなど、数値があると皆さん方が考えていることがよくわかるのではないかと思います。

また、79ページには交通についてありますね。

札幌市の交流人口というのですか。観光や通勤・通学など、そういう方の人口予想が今は幾らで、10年後、20年後はどういうように数字が変わると想像しているのか、もしくは、地下鉄やバス、路面電車の利用者数がどういうふうに推移するのかなど、そういう数字的なものがあると、予想している内容がより具体的にわかるし、何年後かに見たときにそれが予想どおりになっていたのかどうか、もしくは、なっていなかったら、それはどういう理由なのかという説明ができるようなものになるのではないかと思います。

これは、エネルギーも同じです。札幌市におけるエネルギーの消費量がどうなのか、もしくは、再生可能エネルギーの利用状況がどうなのかなど、項目ごとに数値目標や予想目標を入れていただけるように検討していただければと思います。

●高野会長 大変難しそうな感じがしますが、事務局からいかがですか。

●村瀬都市計画課長 まず、1点目の「札幌型」についてです。

これは言葉の問題かと思えますけれども、意味としては、「札幌らしい」ということです。札幌らしさにはいろいろな意味があって、一番大きなものは都市と自然が非常に近接している、あるいは、積雪寒冷地である、歴史が浅い、などです。また、これは「札幌ならではの」ということも同じです。それも今お話しされたものとかぶる部分はあるのですが、自然が近いならではのライフスタイルみたいこともあるかと思えます。それでは、違う型があるのかということとそういうことではなくて、そういうことを含めた使い方でございます。

それから、2点目につきましては、例えば、立地適正化計画の資料の21ページになりますが、先ほどの複合型や郊外の推移がわかればということでしたが、このように数字として出している部分もありますので、こういうふうに出ている数字について、どこにどういふふうに掲載したらいいのかについては工夫していきたいと思えます。

ただし、現在、数字がないものはなかなか難しいかなという感じがしております。

●高野会長 水澤委員、いかがですか。

●水澤委員 要望ですけれども、きっと想定している数字があるのではないのでしょうか。例えば、20年先はなくても、10年先ぐらいのものはあるのではないかと思うのです。ですから、検討されている数字に基づいて計画になっていると想定すれば、難しいと言っても、出すような努力をしてほしいと思えます。

●高野会長 あればということによろしいですか。

●水澤委員 はい。

●高野会長 それでは、堀内委員、お願いします。

●堀内委員 ただいまの質問とも多少関連があるのですが、今回の資料ではないのですが、先ほど、小林部会長からのお話にもありました「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のアクションプランが市役所に置いてありましたので、中身を見ましたら、今後、5年間

程度で事業を考えられているということで、都市計画に関する事業だけでも二十数項目になっておりました。

例えば、都心エネルギーネットワーク構築推進事業です。先ほどちょっと話も出ていましたが、これについては、目標として、平成28年にマスタープランの作成、予算が3億8,900万円、5年後の目標が、現状の99棟から都心へのネットワークへの接続により111棟、さらに10年後の目標として124棟というように目標値が具体的に出ているのです。

二十数事業を見ましたが、これとは当然連携されていると思うのですが、今回の資料にはないですけれども、関係はどのようなふうになっているのでしょうか。

●高野会長 お願いします。

●村瀬都市計画課長 今、アクションプランについてご紹介がありましたが、アクションプランというのは今までは新まちづくり計画と呼んでいたもので、4年ないし5年間の中期実施計画でございます。中期実施計画につきましては、10年や20年の長期計画の下に4年から5年の中期計画をつくって、そこでは、こういう事業に対して、これぐらいの予算でやっていくぞというものでございます。それを踏まえて、単年度で予算を確保し、遂行していくことになっております。

今回のアクションプランにつきましては、新しい都市計画マスタープランはまだ完成しておりませんが、方向性としてはおおむね固まりましたので、この方向性に沿ってアクションプランに必要な事業を計上しております。

アクションプランは5カ年の計画ですから、現状値と5年後の目標値を可能な限り書くことにしております。ただ、都市計画マスタープランにつきましては20年計画で、財政的な規模を示せるものではありませんので、そういった形にはしていないということがございます。

●堀内委員 そうしますと、現在審議しています都市計画マスタープランの先行というか、平成27年中に計画策定ということで先行されているというか、連携という部分はどのようなのでしょうか。

●村瀬都市計画課長 スケジュール的な問題かと思うのですが、アクションプランにつきましては、年内に策定することになります。一方で、都市計画マスタープランは今年度末ということで、3カ月ほどこちらがおくれます。

ただ、繰り返しになりますが、今回のマスタープランの考え方に沿ってアクションプランに計上しています。当然ながら、従前のマスタープランに沿っている部分もありますので、その連続性の中でアクションプランをつくっているという関係でございます。

●高野会長 よろしいでしょうか。

1時間ちょっと経過しておりますけれども、ほかに何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、都市計画マスタープラン等の見直しにつきましては、今後も、この審議会において引き続きご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

4. その他

●小泉調整担当課長 本日も長時間のご審議をありがとうございました。

途中は少々お待たせいたしまして、申しわけなく感じております。

次回の審議会は、年明けの平成28年1月29日金曜日の午後1時30分から、会場は、本日と同じく、市役所12階の1～3号会議室となります。

5. 開 会

●小泉調整担当課長 以上をもちまして、第85回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

第85回札幌市都市計画審議会出席者

委員（16名出席）

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院准教授
飯島 弘之	札幌市議会議員
小形 香織	札幌市議会議員
齋藤 俊一	市民
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院教授
中榮 高広	北海道警察本部交通部長（古川 清実 代理出席）
中村 たけし	札幌市議会議員
難波江 完三	北海道開発局開発監理部次長
林 清治	札幌市議会議員
日沖 智子	市民
堀内 仁志	市民
松浦 和代	札幌市立大学看護学部教授
丸山 秀樹	札幌市議会議員
丸山 博子	丸山環境教育事務所代表
水澤 雅貴	市民
山田 耕三	北海道建設部まちづくり局長